

一般社団法人日本卵子学会細則

第1章 会員

第1条 会員の入会

本会の趣旨に賛同する者の入会申請を受付、庶務担当理事が入会審査を行う。

第2条 会員は、定款に定めるもののほか次の権利を有する。ただし当該年度までの会費を完納していない場合は、この限りでない。

- (1) 本会の主催する学術集会などに研究の成果を発表すること。
- (2) 別に定める投稿規定により、論文その他を会誌に発表すること。
- (3) 学会刊行物等の配布を受けること。

第3条 日本に留学中に正会員であったものが帰国した場合、希望するものは引き続き正会員とする。

第4条 名誉会員の候補者は理事が理事長に推薦し理事長は理事会の承認を得た後、社員総会の議決を求めるものとする。

第5条 名誉会員の推薦を受けるものは年齢 65 歳以上の正会員で、次の条件の 2 つ以上を満たすことを要する。

1. 本会の発展に著しく寄与したもの
 2. 本会の学術講演会において顕著な業績を発表したもの
 3. 本会の代議員・理事・監事に通算 10 年以上就任したもの
 4. 本会の学術集会長に就任したもの
- 2 第1項の本会とは、社団法人日本卵子学会（名称変更前：哺乳動物卵子学会、日本哺乳動物卵子学会および卵子学会）を含むものとする。
- 3 本条第1項第3号および第8条の代議員とは、前項の哺乳動物卵子学会、日本哺乳動物学会および卵子学会が定めていた評議員を含むものとする。

第6条 本会会員以外（外国人を含む）でも、本会の発展に著しく寄与したもの又は関連する学術分野で顕著な業績を有するものについては、第5条の規定にかかわらず名誉会員に推薦することができる。

第7条 名誉会員は理事会及び社員総会に出席し意見を述べることができる。

第8条 満 65 歳以上でかつ本会代議員歴 8 年以上のものを功労会員に推薦することができる。功労会員は、理事または代議員が理事長に推薦し、理事会及び社員総会の議を経て理事長がその称号を与える。

第2章 役員

第9条 役員候補者は全ての正会員から選挙で選出された当該役員選挙年の社員から選出される。役員候補者は社員総会の承認を得て役員となる。役員候補者は就任する年の 3 月 31 日現在の年齢が 65 歳以下であること。常任理事は庶務担当、財務担当、編集担当、学術担当、倫理担当、認定担当、渉外担当を分担する。

2 役員定数は理事が 20 名以上 25 名以下、監事が 3 名以内とする。

3 理事の任に就いた代議員はその職を解く。

第 3 章 幹 事

第 10 条 理事の会務を助けるため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 幹事は、社員総会で決議された報酬規程に沿って、職務執行の対価として当法人から報酬を受けることができる。

第 4 章 学術集会

第 11 条 学術集会は、毎年 1 回春期に開催する。

第 12 条 学術集会の会長の任期は、前年度の学術集会終了の日から当該年度の学術集会終了の日までとする。

第 13 条 会長は学術集会を総理する。

第 5 章 委員会

第 14 条 本会は事業運営のため、理事会の承認を得て各種委員会を置くことができる。

2 委員会の委員長は理事長が推薦し理事会の承認を得て理事長が任命する。

3 各種委員会に関する事項は理事会の承認を得て当該委員会の定めるところによる。

4 各種委員会(委員)の任期は、任命された時期の役員の任期と同じとする。

第 15 条 各種委員会には、必要に応じ理事会の承認を得て小委員会を置くことができる。

2 小委員会については、当該委員会の定めるところによる。

第 6 章 資産の管理

第 16 条 本会の資産は理事長が管理し、基本財産のうち現金は定期預金等により、理事長が保管する。

第 7 章 補 則

第 17 条 定款及びこの細則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第 18 条 この細則を改正する場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 本細則は、一般社団法人日本卵子学会定款施行の日より施行する。